

ID: 268

担当部署: 都市基盤部 道路課

処分の概要	自動車専用道路との連結の変更許可		
法令名 根拠条項	道路法 第48条の5第3項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
【基準】 法第48条の5第3項の規定による。 (連結許可等) 第48条の5 3 連結許可を受けた前条第2号から第4号までに掲げる施設の管理者は、当該施設の構造について変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)を行おうとする場合には、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、道路管理者の許可を受けなければならない。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日